

別表第8 中学校から小学校教諭2種免許状を取る時の必要単位数について

※最後までよくお読みください。

※愛知県教育委員会における取得方法です。

中学校又は小学校での在職年数			3年※1
最低修得単位数※2	各教科の指導法に関する科目 (<u>包括的な内容を含むこと</u>)		10単位 5教科※3 各教科2単位以上
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	生徒指導の理論及び方法	2単位※4
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	
		進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	

※1 在職年数について

- ・ 中学校の免許を取得した後の経験年数が必要です。
- ・ 正規教諭、常勤講師及び非常勤講師としての経験を含めることができますが、補助や支援員等の経験は含めることができません。職種により在職年数の換算方法が異なります。詳しくは愛知県教育委員会教職員課人事企画・教員免許グループ（☎052-954-6772）までお問い合わせください。
- ・ ここでの在職年数3年とは別に、平成28年4月以降小学校での勤務年数が1年以上ある場合は必要単位数の軽減措置を適用できる場合があります。軽減後の必要単位の確認が必要な方は、予約のうえ、窓口で御相談ください。

※2 修得単位について

- ・ 基礎となる中学校の免許を取得した後の単位しか使えません。中学校の免許取得時に同じ科目の単位を修得していても利用できません。

※3 各教科の指導法について

- ・以下の「小学校の教科」10教科のうちから5教科以上を選んで修得します。ただし「所有する中学校の免許の教科」に対応する「小学校の教科」は修得しても修得単位として計上することができません。
- ・中学校の免許状を複数取得している場合、全ての「所有する中学校の免許の教科」に対応する「小学校の教科」が修得単位として計上できません。

小学校の教科	国語 (書写を含む。)	社会	算数	理科	生活	音楽	図画工作	家庭	体育	外国語
所有する中学校 の免許の教科	国語	社会	数学	理科	—	音楽	美術	家庭	保健体育・ 保健	外国語

- ・「所有する中学校の免許の教科」が技術、職業、宗教の場合、修得単位として計上できない教科はありますので、「小学校の教科」10教科のうちから5教科以上を修得してください。

例

中学校教諭1種免許状(数学)と中学校教諭1種免許状(理科)、中学校教諭2種免許状(技術)を所有している場合、「小学校の教科」の「算数」と「理科」以外の8教科から5教科以上修得する必要があります。

- ・修得する教科それぞれに対して包括的な内容を含んで修得する必要があります。

包括的な内容とは

大学によって修得方法が異なります。大学へお問い合わせください。

包括的な内容を含んで修得できるかどうかを確認する際は、学力に関する証明書の「各教科の指導法」の確認欄に○がついていることで確認ができます。

教職課程のない大学(放送大学等)で包括的な内容は取れませんので御注意ください。

※4 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目について

- ・3つの内容全てを修得することが必須です。例えば、「教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)」の理論及び方法」の科目のみを2単位修得した場合、「生徒指導の理論及び方法」と「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」の内容を修得していないため、単位不足となります。